

【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第7回）

1. 日 時 平成29年8月23日（水）14:00～16:00
2. 場 所 中央合同庁舎7号館西館（金融庁）12階 第2特別会議室
3. 出席者 委 員 山本会長，矢ヶ崎会長代理，岩崎委員，金野委員，高橋委員，
田辺委員，原委員，藤井委員，藤田委員（計9人）
文化庁 中岡文化庁次長，山崎文化財部長，熊本文化戦略官，山下内閣
官房審議官（文化庁文化経済戦略特別チーム 副チーム長），高
橋伝統文化課長，圓入美術学芸課長，大西記念物課長，豊城参
事官（建造物担当），軸丸文化財保護調整室長，赤間伝統文化課
専門官，菅野伝統文化課課長補佐，村上文化庁地域文化創生本
部研究官（計12人）
4. 議事等

【山本調査会長】 皆様，こんにちは。定刻になりましたので，ただいまより第7回文化審議会文化財分科会企画調査会を開催いたします。皆様方におかれましては，お忙しい中，御出席賜りましてありがとうございます。

この会議も，先回の会議も含めまして煮詰まってまいりまして，本日は中間まとめの議論を頂くということになっております。世間もだんだん注目をさせていただいているようでして，きょうの朝日新聞を見て，ちょっと法律の名前を変えるとか書いてあったのでびっくりしたのですけれども，いろいろ世間では注目を浴びている証左かと思います。

それでは，まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 本日，皆様，お集まりいただきましてどうもありがとう

ございます。文化庁伝統文化課でございます。本日の配付資料の確認をさせていただきます。

まず資料ですけれども、1番から4番まであります。1番が中間まとめの案、資料2番が中間まとめの案の概要となっております。資料3番が今後の予定となっております、資料4番が美術工芸品のワーキンググループから現時点の論点整理を頂戴しているということでございます。

それから参考資料です。1番が企画調査会の設置について、2番が委員名簿、3番が基礎資料。ここまでいつもお配りしている資料です。それから参考資料4番、5番が、本日御欠席の委員から事前に頂戴した資料を配付させていただいております。それから参考資料6番、7番、それぞれ縦、横向きの資料になります。何か落丁等ございましたら事務局までお知らせいただければと思います。

なお、プレスへの頭撮りはここまでとさせていただきますので御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

【山本調査会長】 資料の点はよろしゅうございましょうか。

それでは、議事に移りたいと思います。中間まとめでございます。本日で中間的なまとめをいたしまして、パブリックコメント等に付するというところでございますが、前回の会議では、それまで議論がありましたけれども、文化財についての再定義とか、保存と活用についてのある意味の再定義とか、そういう時代の変遷、あるいはこれまでの経験を踏まえてのしっかりした文章を作る必要があるのではないかとということで議論をいただきました。大変たくさん宿題を抱えて事務局には作業していただきました。会議だけではなくて、その後も委員の方々から非常に積極的な御意見も頂いたということでございましてそれを踏まえまして本日のまとめが作成されております。

それでは事務局より資料の説明をお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 それでは早速ですが資料の1番を御覧いただければと思います。前回たたき台として箇条書でお示しをしておりましたけれども、まずはそれを文章化したということでございます。それからこの間、メールで様々御意見を頂きましてありがとうございました。そういったものもできる限り反映をさせていただいたものとなります。本日は前回のたたき台からの修正事項を主に御説明させていただきます。

まず「検討の背景」ですが、ここは、「今もなお、多くの有形・無形の文化財に触れることができるのは、先人の不断の努力による恩恵である」ということを追記いたしまして、

「国際社会の一員として文化財の保護に係る世界的な動向を踏まえ」ていくことも必要だということも併せて追記をしております。

2段落目ですけれども、ここに関しましては、「我が国においては」という二つ目の文からですが、「昭和25年に成立した文化財保護法に基づき有形・無形の文化財の指定や保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保存団体、地域住民等の尽力によって文化財保護の成果が上げられてきた」と、これまでの成果についても述べております。

その先は少し修正を加えさせていただいておりますが、大きくは修正は加えておりません。

その後ですが、前回はありませんでしたけれども、「Ⅱ」としまして、「文化財の保存と活用に関する基本的な考え方」ということで、新しく項を立てまして記載をしております。1文目は文化財保護法を引用いたしまして、「その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と考えられている」ということを御紹介しております。

2ページ目に参りまして、ここからですが、「文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、細心の注意が不可欠な脆弱な文化財が存在する一方で、社会の中で適切に活用されなければ継承がままならない文化財も存在し、文化財の種類・性質による違いは軽視できない」としまして、脚注1番に少し詳細を記載しております。「文化財は一度壊れてしまえば取り返しがつかないものであり、それぞれの特性や脆弱性についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされる必要がある」「また、文化財の保存と活用は、互いに効果を及ぼしあい、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない」。この「単純な二項対立ではない」の後ろ、2番ですが、これも脚注を付してございまして、2番を御覧いただきますと、「文化財の種類・性質により保存活用の在り方は異なるが、ここでは概括的に、文化財の保存とは主に、文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること、文化財の活用とは主に、文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に活かすことと捉えている」というふうに脚注をしております。

本文に戻っていただきまして、「保存状態が良好でないなど保存が十分でない文化財は活用することが困難であり、保存の措置である修理等の実施は活用の観点からも望まれる。また、文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはならない。その一方で、文化財の次世代への継承には、文化財の大切さを多くの人々に伝えていくことが必要不可欠で

あり、このため文化財の活用による理解促進が必要である。このように、文化財の保存と活用は、ともに、文化財の次世代への継承という目的を達成するために必要なものである」としております。

「今後、文化財の種類や性質に配慮しながら、適切な保存活用の在り方を整理し、保存も確固とするような活用の在り方を模索していくことが必要である。文化財の活用により、人々は文化財の魅力や価値を享受することができるが、その恩恵は、現在のみならず将来にわたり各世代の人々が同じように授かるべきものである。次世代、次々世代へと連綿と続く未来の世代が、文化財の魅力を楽しむ活用できるようにするためにも、計画的な修理・管理など文化財の適切な保存が必要である」。

「また、文化財の継承に欠かすことができないのが、地域住民の存在である。文化財を通じて地域住民がふるさとへの理解を深め、文化財の継承の担い手として様々な活動に主体的に参画することが、文化財と地域コミュニティの維持発展に必要である」。

「加えて、今後は、文化財の保存と活用の好循環を創り上げていく視点が重要である」。この先は前回も記載がありましたけれども、すなわち、文化財を核にした取組を進め、社会的・経済的な価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存や新たな文化創生へと還元する。目先の利益は本質ではなく、文化財とそれを育んだ地域の持続的な維持発展のためには、文化財の保存活用とその担い手の拡充を考えるべきである。

このような考え方の下、企画調査会では、「Ⅰ. 検討の背景」に照らし、文化財の保存活用の担い手を社会全体に拡げていくことを特に留意しながら、総合的な視野に立った地域の文化財の保存活用と、個々の文化財の計画的な保存活用の二点について重点的に審議をしたとまとめてございます。

続きまして「Ⅲ. これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策」ということで、これももともとは「文化財の保存活用のための」となっておりましたけれども、御意見を踏まえまして「継承のための方策」としております。

「必要性和対応の方向性」ですが、前回提出しております資料から、例えば「ストーリー」と言う文言を少し改善した方がいいといったような御指摘がありましたので、そういったところを修正してございますので御確認ください。それ以外はおおむね前回どおりかと存じます。

少し飛ばさせていただきまして、2番の「具体的な方策」でございますけれども、これについても変わったところを重点的に御説明いたします。4ページを御覧ください。

まず「基本計画の概要」という項目がございますけれども、その2段落目、「基本計画には、地域の文化財（未指定を含む）を総合的に把握したうえで」と、総合把握のことを一番最初に記載をしまして、その地域の文化財には未指定を含むということ。今後、「文化財」とたくさん出てきますけれども、それも未指定を含んでいるといったようなことを記載しました上で、「把握をしたうえで、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財を保存活用するための方針、保存活用のために必要な措置」といったことが書いてありますが、5行目の「基本計画の推進体制や」の後に、人材育成、それから博物館等との連携、こういったことも追記しております。

次の項目、「基本計画の定期的な評価・見直し」。これについても前回の御議論がありましたので追記しております。「基本計画の定期的な評価・見直しと計画期間」。「基本計画の内容については、定期的に評価・見直しを図ることが必要である」ということを追加しております。

続きまして5ページですが、4ページの下から始まります「基本計画への国の関与と地方の主体的な取組の促進」というところです。5ページに、国が要件を定めた上で、「それを満たす基本計画を認定するなど」と書いてありますが、前回御指摘を踏まえて、国が基本計画を認定する要件等については、今後検討が必要である」ということが記載を追記しております。

その次の、「また」の段落を1個飛ばしまして、その下、「加えて」の段落でございます。「加えて、現行法では地方文化財保護審議会の権限が明らかではないが、文化財の適切な保存活用の観点から地方文化財保護審議会が積極的な役割を果たせるような位置づけを与えるべきである」と、前回の御議論を踏まえて追記しています。

次の項目、「総合的に把握された文化財の価値づけ」というところです。1段落目は、それぞれ総合把握をしたものを、国や都道府県や市町村がそれぞれ指定をしたり、ないしは登録の文化財とすることが考えられるという記載でございますが、その下に、「なお、現時点で明確な価値づけが困難な場合も、把握された文化財が地域の大切な宝として認識され、社会の中で活かしながら継承されていくよう、地域の実情に応じて取り組んでいくことが重要である」と、追記しております。

その下、「登録文化財制度の効果的な活用」というところです。前回は横向きの資料で少し記載していたものの追記をここに加えております。2段落目、「このため」というところです。「総合把握された文化財のうち、市町村が登録文化財とすべきと考えるものを国に提

案できることとしたうえで、国が文化財としての価値に鑑み特に保存活用の必要性があるものを登録することなどが考えられる」としてございます。

次のページ、6ページですが、「基本計画策定市町村への支援」ということで、前回もインセンティブが少ないのではないかという御議論がございましたので、追記をしてございます。「計画的な取組が広がり、地域の自立的・持続的な取組が進むよう、国は基本計画策定市町村に対して支援を実施することが重要である。また、都道府県は、小規模な地方公共団体への支援や、広域での連携、人材育成などにおいて積極的な役割を果たすことが期待される」としております。

それからその二つ下、「歴史まちづくり法」についての追記が必要という御議論がありましたので、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）における歴史的風致維持向上計画との連携」という箇所です。「有形・無形の文化財のある地域において、市街地の良好な環境を維持・向上させる計画としては、歴史的風致維持向上計画がある。文化財のマスタープランである基本計画と歴史的風致維持向上計画の整合を図り、連動させて取り組むことにより、大きな効果が期待される。現在でも、歴史的風致維持向上計画の策定に当たって歴史文化基本構想の策定を求めているが、今後より緊密な連携を呼びかけていくべきである。国は、両計画の目的や役割を整理して示すなど、双方の計画の連携が円滑になるよう特に配慮する必要がある」としてあります。

また、「(イ) 民間の推進主体となる法人の位置づけ」のところですが、2段落目、「このため」とありますけれども、ここに、「地域の文化財の調査研究、保存、活用などに係る民間の活動を積極的に位置づけたうえで」という形で、どのような活動なのかということを少し明記をしてございます。

続きまして7ページを御覧ください。「(3) 基本計画の策定とその推進のための地方公共団体の体制」というところがございます。3段落目が、「また、資質向上については」とありますけれども、前回議論でも、「定期的な研修の実施」という御指摘がありましたので、「また、資質向上については、学芸員を含む文化財担当職員の定期的な研修の実施などが必要である」と追記をしてございます。

続きまして8ページへ行っていただきまして、「2. 個々の文化財の計画的な保存活用と担い手の拡充」というところでございます。

「(1) 必要性和対応の方向性」とございます。1段落目がかぎ括弧から始まりまして、2段落目、「これは」と記載をしてございますけれども、ここの部分は、なぜ個々の文化財レ

ベルでも制度見直しが必要かということを書いてあるところでございますけれども、「これは」という段落、「基本計画が適切に機能するには、一つ一つの文化財のレベルでの保存活用の取組が重要な要素となるためである」ということに加えまして、「また、基本計画は、全ての市町村において策定の意義があるものの、地方の文化財行政の体制等の課題等を踏まえ、速やかに策定することが困難な地域も予想され、そのような地域においても文化財の継承が適切に行われる仕組みづくりが必要である」というようなことを追記してございます。

それから1段落飛ばしまして、「また」の段落です。「また、文化財は人々によって守られ継承されていくことによっても、その価値が向上するものであるため、過去の修理履歴などが記録され、所有者が変わってもそれらの記録が引き継がれていくことが望まれる」という前回の御議論を踏まえた修正をしております。

続きまして9ページを御覧ください。「具体的な方策」でございます。

「(ア) 個々の文化財の具保存活用計画の作成」というところですが、前回の議論では資料の方で御提示していたものをこちらの中に追記しています。1段落目は保存活用計画についての作成の一層の推進が必要であるといったことが書かれておりまして、2段落目では、作成による効果ということで書かれています。

3段落目からが今回追記をしたところでございますが、「保存活用計画に定めるべき共通的な事項としては、文化財の現状（所在地・所有者・保存状況等）、保存管理上の留意事項や修理・公開活用の方針などが考えられるが、文化財の種類、性質や個々の文化財の置かれる状況、整備・活用等の方針によっても定めるべき事項は異なると想定されるため、今後、文化財の種類・性質等に応じた検討が必要である。例えば、重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物については、先行して既に実施している取組を踏まえて検討を進めることが考えられる」としまして、脚注で、天然記念物のうち、所有者が存在せず広域の移動を行うような野生動物に関しては、継続的にモニタリング等は必要だけれども、所有者による計画作成というのは少し難しいのではないかとといったようなことも注記してございます。

本文に戻っていただきまして、「美術工芸品については、その種類や性質などが大きく異なることを踏まえた上で、適切な管理や、今後の保存、修復、活用を図る計画を示すことが望ましいことから、今後、検討を進める必要がある。これ以外の種類の文化財についても、他の文化財類型における取組も参考としながら検討することが必要である」としております。

また先に進んでいただきまして、(イ)が、「所有者とともに文化財の保存活用を担う主体の位置付け」のところでございます。おめくりいただきまして10ページを御覧くださいませ。(ウ)の始まる段落の二つ上の「また」という段落がございます。「また、新たな担い手として活躍できるような、文化財の保存活用に知見のある専門的な人材の育成に取り組むことが必要である」。

「加えて、所有者の財産権との齟齬をきたさないよう、所有者とともに保存活用計画を作成することを必須とするなど、所有者の意向を踏まえた取組とする仕組みにすることが必要である」ということが追記事項です。

続きましての(ウ)と(エ)でございますけれども、これに関しましては美術工芸品のワーキンググループより文章を頂いておるものです。御紹介させていただきます。

「(ウ) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方」 「材質が脆弱なものが多き美術工芸品については、平成8年に「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」を策定し、国指定文化財の公開日数や移動回数などを示し、これに基づき適切な取扱いを行うことが望ましいとしてきたが、展示設備等の技術的な進歩や公開ニーズの多様化などを踏まえ、よりきめ細かな取扱いとすることが望ましいと考えられる。例えば、保存状態に問題がない場合、石、土、一部金属品等については、公開日数の上限を延長することや、公開日数を目安としたうえで個別対応において専門的な助言を得ながら更に延長することがあり得ることを明確にすることなどが考えられる。ただし、き損の程度が著しく、抜本的な修理が行われていないもの、材質が極めて脆弱であるものや移動によるき損等の危険性が極めて高く、移動が困難な状態にあるもの、たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、これまでの原則も踏まえた対応を基に検討する必要がある。今後、保存科学に関する研究成果等を総合的に勘案し、材質、形状、保存状態に応じた取扱いを十分注意した上で、個々の国指定文化財の公開の在り方について具体的に検討することが必要である。その際、文化財の本質的な価値の維持を大前提とし、文化財を公開することは文化財に負荷をかけていることを踏まえ適切に対応する必要がある」。

「(エ) 文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備」。

「文化財の保存と活用を両立させるために、文化財所有者・管理団体、美術館・博物館等の関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センターが不可欠である。特に、学芸員や保存科学等の専門家が全国的に十分に配置されていない状況においては、文化財の活用に当たり必要不可欠である文化財の取扱いや保存修理等の知識・技能、文化財の保

存科学等について、専門職員が、一元的に相談できる機能があることが期待される。また、まとまって観ることのない国宝・重要文化財について、鑑賞機会の少ない地域や海外での展覧促進、地域の企画に対する助言や共同実施、文化財のアーカイブ化等を通じて、国内外の人々が我が国の文化財に接する機会を拡大するような役割・機能を果たすことが期待される」。

「このため、専門的な見地から機動的に相談に対応できる機能の整備について検討する必要がある」。

続きまして、「その他推進すべき施策」でございますが(1)を追記してございます。基本計画及び保存活用計画の運用指針の策定」ということで、これは国がすべきこととして記載をしております。「地方公共団体や所有者等が基本計画や保存活用計画の作成を円滑に進められるよう、国は運用指針を策定し、原則的な考え方を示すことが望ましい。また、地方公共団体や所有者等への支援のための国の体制も併せて充実することが望ましい」としております。

「博物館の役割強化」に関しましては、2段落目が追記となっております。「博物館等の役割強化のためには、県立美術館・博物館や都道府県教育委員会等に、文化財保存・修理・活用に係る専門職員を配置し、都道府県内の市町村や、様々な施設からの相談に対応することが必要である。また、文化財の保存と活用が両立するよう専門的な観点から相談、助言を行いながら、地域の特色を活かした地域振興、観光振興策と連携することも必要である」としております。

続きまして12ページですが、(3)番、項目ごと追記となっております。「国際交流や訪日外国人旅行者への対応」「国際交流においても文化財は重要な役割を示す。日本の歴史や伝統について知識のない訪日外国人旅行者等にも文化財の魅力を理解してもらえるよう、文化財のわかりやすい外国語解説の整備や、一人一人の興味関心等に合わせてきめ細かく対応できる通訳案内士と文化財担当職員・学芸員等の連携等が重要である」としております。

次、(4)番「文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携」についてです。これは元あった記載を少し膨らませております。1段落目が、魅力の発信が必要であるという部分。2段落目は、史跡における復元建物の件で、前回の記載のとおりです。3段落目ですが、美術工芸品について、模写模造が現在、政策をされているということや、その調査結果に基づいて、製作当初の姿を復元的に模写模造することも行われているということ、また、これらの事業はいずれも指定文化財の保存とともに伝統技術の継承や文化財への理解を深める

ことを目的として実施されているということを記載しています。

「加えて」の段落では、文化財の高精細なレプリカについて、保存状態が良好でなく鑑賞機会の設定が困難な場合等についても活用することで、脆弱な文化財の活用を補完することができること。これらの取組が、文化財の活用だけでなく、保存や普及啓発等にも効果があると考えられるため、本物の文化財の保存活用と並行して、伝統的な技能や最新の技術等を活かしたデジタルアーカイブや模写模造、レプリカ、バーチャルリアリティ、こういったものが活用できるような取組が必要である。今後、大学、企業等とも連携して、先駆的な事例の調査であるとか、実証であるとか、効果的な取組の普及等を図ることが考えられる。

「また」の最後の段落ですが、文化財の保存活用の担い手として多くの人を巻き込むためにも、専門的知識がない方も含めて、文化財の魅力や、その文化財に関する調査研究の成果を分かりやすく伝え、歴史文化の奥深さを感じてもらえるような取組が必要であり、そういった発信をし、文化財と社会をつなぐことのできる人材の育成、文化遺産コミュニケーター（仮称）としまして、育成が必要であるとしております。

最後、中長期的観点から検討すべき課題」に関しては、前回の御議論を踏まえて少し追加をしています。下から3項目め、「文化財保護法第45条・第128条の環境保全の規定の適用など文化財の周辺環境を含めて一体的に保全する仕組みの検討」。最後の項目、「大規模災害発生時の文化財のレスキュー活動等の在り方について」ということを追記をしています。

資料1は以上でございます。

資料2番が概要になってございますけれども、これはいま御説明したのから抜き出したものでございますので、説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

済みません、それから軽く御紹介をさせていただきます。まず資料4番です。「これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ」から、現時点で出た議論、論点整理という形でおまとめいただきましたものを御送付いただきましたので、今回も配付をさせていただきます。先ほど読み上げた中間まとめの中に書いてあった美術工芸品関係のもので、ワーキンググループのこの論点整理から取らせていただくものがあるというような状況でございます。

続きまして、参考資料の中にお入れしておりますけれども、御欠席の先生方からの御意見として、参考資料4番が中川先生からでございます。簡単に御紹介だけさせていただきますと、中川先生からは、「所有者とともに文化財の保存活用を担う人材・組織を位置づける」

についてということで、一つ目の項目では、そういった文化財のマネジメントを引き受けることのできるような人の質の確保が非常に重要であり、専門職の人材の育成が不可欠になるはずであると。

「ヘリテージ・マネジャー」という項目で、2001年から兵庫県で始まったヘリテージ・マネジャーについて御紹介をされておられます。ただし高等教育機関においても、そういう養成プログラムがないということも問題であるということで、その下で、「一例として（「京都工芸繊維大学の取り組み）」ということで、具体的なプログラムとして、こういったことに取り組んでいるということをお紹介いただいているものです。

続きまして参考資料5番、西村幸夫先生からの提出資料です。西村先生からは前回の会議でも申し添えを忘れましたということで、メールで頂いております。いわゆる基本計画が法定のものとなり、さらには大臣認定まで得るとなると、目標年度まで安定した文化政策が保証されることになるので、それは非常に利点として大きいのではないかとということ。2つ目に関しては、文化政策セクションを市長部局に移すことについては推奨すべきではないかという御意見を頂いております。なお、「文化政策を」というふうに記載されていますが、厳密に言いますと、文化・スポーツについては既に市長部局への移管も可能となっております。文化財に関しては移管ができるものにはなっていないということでございます。

それから、済みません、長くなりまして。最後に簡単に参考資料6番でございますけれども、「地方分権改革に関する地方公共団体からの提案について」という資料をお配りしております。これは参考としてお配りしているものです。こちらですが、平成26年度以降、内閣府の方で地方分権改革に関しては広く提案を募集しておられます。毎年、都道府県・市町村の方から、権限の委譲であるとか、地方に対する規制の緩和に関する御提案を内閣府で受け付けておられまして、関係部署と調整をします。特に重要な提案に関しては、内閣府でも有識者会議において調査・審議をして、年末までに提案に関する対応方針を決めるといったようなことをされておられるのですが、2つ目に書かせていただきましたが、29年度の提案の中で、「文化財保護に関する事務の所管について」、鳥取県・山口県・徳島県及び大分県から、教育委員会と首長部局の選択制を可能とする制度改正を求めるといった提案がなされているという状況でございます。その提案内容は後ろに別紙で付けさせていただきます。前回までの中間まとめの中でも、一度この件に関して検討することが必要なのではないかというような御議論がありましたので、内閣府の方でも調査・審議とい

うこともあります。我々の文化財の方の検討の中で取り扱って検討しているということを現時点ではお伝えをしているというような状況になっております。

御説明が長くなりまして失礼いたしました。以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

お聞きになったからお分かりのように、また事前にお配りしておりますので、既にいろいろ読み込んでいただいたと思いますが、前回の会議でいろいろ議論、提案がなされました。あるいはまた、その後、会議の後にもいろいろメール等で御提案があったということでございます。それらをいろいろな形に盛り込む形で、本日の段階のまとめが作成されております。きょうが中間まとめの最後ということで、それを更に最終のものに持っていくのですけれども、本日の段階で、是非いろいろ御意見があろうかと思っておりますので、御発言をお願いしたいと思います。御発言の際には、資料のページを明示していただきまして、御発言をお願いいたします。それではどうぞ。金野さん。

【金野委員】 まずは大変御苦労さまでございました。内容は大きく二つに分かれていて、総合的な地域の文化財のところと、個々の文化財のところとあります。まず総合的な地域の文化財について述べさせていただいて、個々の文化財については、ちょっと分けて後でやった方がいいのではないかなと思ひまして、そうさせていただきます。

きょうは中間取りまとめなので、文言に沿ってということで、2ページ8行目、「保存状態が良好でないなど保存が十分でない文化財は活用することが困難であり」という表現があります。これは誤解を招くかと思ひます。我々が扱っている建造物の世界では、保存状態が非常にひどいもの、廃墟化しているものですね。こういうものも直すことが可能で、また、それはそれで味のあるよいものができるというポジティブな面もありますので、少し表現を改めていただいたらよいかと思ひます。

次4ページ、「基本計画の概要」のところの6行目、これは質問ですけれども、「保存活用のために必要な措置」というところが書いてあって、これは非常に重要なところではないかと思うんですね。これは、具体的な政策などは今後議論してまとめていくという理解でいいんですか。

ありがとうございます。ここを、後半でまた議論していただいたらうれしいです。

次は5ページの「総合的に把握された文化財の位置づけ」の4行目、「指定文化財以外の文化財については、その価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要なものについて、登録文化財とすることが考えられる」。これは、文化財のうち特に大切なものを残そうとい

うヒエラルキーで物を考えていて、文化財というのがたくさんある中で上澄みのものを拾っていきましようという思想だと思うんです。私の見解は違って、文化財はもう十分に失われてしまった、もう今この世にあるものはとにかく全て残しましよう、という考えです。例えば、文章を一部消していただいて、「指定文化財以外の文化財については、その全部または一部を登録文化財とすることが考えられる」くらいでいかがでしょうか。

それから同じ5ページの、「登録文化財制度の効果的な活用」の2番目の段落、「このため」のところですが、「このため、総合把握された文化財のうち、市町村が登録文化財とすべきと考えるものを国に提案できることとしたうえで…」というところです。これも同じ趣旨ですが、「国が文化財としての価値にかんがみ特に保存活用の必要性があるもの」でなくとも市町村が登録文化財とすべきと考えるものは登録すればいいのではないかと思います。

6ページ、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」のことが書いてあります。「現在でも、歴史的風致維持向上計画の策定に当たって歴史文化基本構想の策定を求めているが」ということになっているのですが、これは本当にいつも不思議なんです、一つの法律で省庁が違くと計画の名称が変わり、目的は一緒だと思うんですけども、調整を図る必要はなくて、計画を一つにすべきだと思います。歴史文化基本構想で作ったその地域のマスタープランに基づいて、歴史的風致維持が向上されるのではないと思うので、予算主義で制度を作ると、このように制度乱発になりまして、世の中が見えにくくなりますので、是非一元化をお願いしたいと思っています。

もう一つ。7ページの7行目です。「市町村が一定の要件や指導監督の下、民間法人を指定・認定する仕組みと書いてあるんですね。一定の要件は分からなくはないのですが、指導監督の下というのは、何かやはり行政が秀でていて、民間がやることは信用ならんということになっているのですが、これはオープンな官民連携の時代を作るためには、これはフラットじゃないといけないと思います。逆に指定法人から、こういうものについて保存活用すべきではないかという提案が出てくるというのが、どっちかというところとありそうなことです。町並み保存の活動団体でありますとか、先ほどのヘリテージ・マネジャーさんでありますとか、景観整備機構でありますとか、我々のような活用事業者ですね。そういうものが地域をリサーチして、物件のことをよく知っております。しかもそれを継続的にやっています。行政の担当者の方は常に新人です。一方、活動団体は10年、20年と蓄積をして、しかもそういうものをしっかり把握して、あそこはもう壊されるよとか、そういうことまで知っています。だから、上下の関係ではなく、そこはどちらからも提案できて、一緒に

なって作っていきける，そういう制度にすべきかと思います。

以上です。

【山本調査会長】 ありがとうございます。今、金野さんのお話にありましたけれども、8ページの前ぐらい、Ⅲの1くらいまでが「総合的な」ですし、特にⅡの「基本的な考え方」というのが新たにというか、「検討の背景」あるいは「基本的考え方」のところが随分書き込まれていますので、Ⅲの1くらいまでを中心に前半は議論していただければと思います。個々の問題はまた後でということではいかがでしょうか。岩崎先生。

【岩崎委員】 お盆の最中にお疲れさまでございました。全体を読みまして、前のときに出していただいたのは箇条書だったので、私も意味が取れないところがあって、大分整理がされて、まとめられようとしている内容が大分分かったというのが今回の感想です。そして印象ですけれども、委員会で議論されたことが反映されていないことがあるということ、それから議論されていないのに、それが大きく取り上げられていることがあるということ、それから重要な論点が十分な議論がされないままに来たものがあるということ、その三つが気になることとしてありました。

前半ということですので、前半にとどめてお話をしますけれども、前回、前々回と座長より、確認されたことというのは文化財の多様性だったと思います。ラグビーの選手のように頑丈な建造物から、赤ちゃんのように弱い美術工芸品まで、そういうものをいかに統一的に、総合的に保存していくか、継承していくかということについては、それぞれの素材に応じて考えていくべきだということが、共通理解になったというまとめがあったかと思えます。

その前提に立った場合、Ⅲ章で「これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策」で、最初に、「総合的な視野に立った地域の文化財の保存活用」というのがありますが、ここを読み直してみますと、ここは基本、建造物のことですね。美術工芸品という言葉が文化財の代わりに入れて、意味の通るところが非常に少ないです。ここでは総合的な視野に立った文化財ではなくて、建造物の保存と活用についての議論が主に展開されていると言わざるを得ないと思います。やはり腑分けをして議論をする必要があるのではないのでしょうか。ちゃぶ台返しみたいな話になりますけれども、大きな問題ではないかと思えました。

例えば京大の博物館は、コレクション型の、収集型の博物館です。北海道から沖縄まで、いろいろな地域の資料があります。地域を基盤にした基本計画というのは、そういう博物

館、コレクション型の博物館が全て外れてしまいます。美術工芸品に対しては、こういう基本計画というのは非常に難しいと言わざるを得ない。きょうの新聞に、北斎でしたかの浮世絵をたくさん集められた方が、岡山の資料館か博物館かに寄贈されるというようなことがありました。地域性とはかけ離れた、乖離したところで美術工芸品というのは移動するという、その特性が押さえられていないんですね。この点は非常に大きい問題だと思いますので、第Ⅲ章の1のところは、建築、建造物に関わる事柄としてまとめるべきではないかと思います。これまでの多様性という議論を踏まえたときに、問題点として指摘せざるを得ないと感じます。

それから、3ページ目の(2)「具体的な方策」で、歴史文化基本構想を計画に格上げしてそれを法律上の位置付けを与えるとあります。また、7ページ、自治体の役割を保護法上明確にすべきであるというようなことが書いてあります。振り返ってみて、この歴史文化基本構想というのが何であるのか。そしてその成果が何だったのか。課題は何だったのかということを議論したことは多分一度もないと思います。そういう、これまでの施策の問題点、それを解決するために何が必要かという、そういう議論だったら了解できますが、そういう議論がほとんどないままに、それが法律化するほど重要なものであるというところまで踏み込んでいることについてはちょっと問題ではないでしょうか。もしまとめるんだとすれば、法律上に入れ込むとかいうことはなくして、「検討する余地がある」というような慎重な言い回しにとどめて、パブリックコメント後に、まだ時間は少しありますので、そこで十分な議論をするような、そういうやり方に変えていただきたいと思います。

参考資料の3のスライドの30によると、歴史文化基本構想は平成19年に始まり、10年が経過しています。今年の3月の時点で60市町村57計画があるということですが、総務省のHPによると、今、日本の市町村の数は1,700を超えるくらいあって、歴史文化都市構想に参画している60市町村は3%に過ぎません。これをどう評価するのか、この10年間の総括というか、そういうことなしに、法律化とかという議論にいきなり飛んでいくというのは、やはり問題ではないでしょうか。

それから中間取りまとめの6ページ目に、歴まち法というのがあります。国交省のHPを見ますと、歴史的な建造物がいろいろあるが、維持管理に多くの費用と手間が掛かること、高齢化や人口減少による担い手が不足していること、歴史的価値の高い建造物や、歴史や伝統や反映した人々の生活が失われつつあること、といった課題を踏まえて歴史まちづくり法を、文科省と国交省と、農水省の三つが共同で作ったとあります。そこでも、市町村

が歴史的風致維持向上計画というのを作り、指定品になっていないような建造物は、歴史的風致形成建造物に指定をして、面として、関係性を重視した形での維持を図ると書いてあります。

中間取りまとめ案では、重ならないように調整しますとありますが、既に歴史まちづくり法があるわけですから、そこから取り落れているものをすくい上げるというのならわかりますけれども、同じような課題を掲げて、のべつ法律を作り変える必要があるという議論は、なかなか理解し難いところがあると思います。歴史まちづくり法との関係というのは、やはり1回整理をする必要があるのではないのでしょうか。ここの部分は、歴史まちづくり法の課題やそれとの関係を今後検討していくというようなことにはどうかというようなことを考えました。

前半については以上です。

【山本調査会長】 具体的な問題点の指摘と、どう取り扱うかについての御提案も含めてありがとうございました。第1の多様性については、それをどういうふうに扱うか。文言上もいろいろ工夫のしようがあるかと思えますし、それから法的な位置付けについては、西村先生は基本計画の積極的な、景観などをやっておられる専門性もあると思えますけれども、御提案がありますが、しかし、これまでの計画等との整合性や十分な総括を踏まえてもう少し検討を続けたらどうかという御提案も根拠がないわけではないと思いましたので、その取扱いはまたちょっと皆さん方にも議論していただきたいと思えます。藤井先生でしたか。

【藤井委員】 中間まとめ案を拝見して、先に岩崎委員からもお話がありましたように、これは建造物中心になっていて、都市計画的な広がりの中でどういうふうに位置付けているのか、基本計画という、基本的にこれは私も賛成なんですけれども、ただ、これは基本的に市町村を計画の母体として考えていらっしゃるんですけれども、幾つか問題があって、例えば、これはコレクション型の特性にそぐわないというお話がありましたけれども、東京都内で重要な建物が非指定の場合にどうなっちゃうかという、例えば明治村で引き取ってくれないかとか、それから江戸東京博で引き取ってくれないかと、そういうことなんです。そうする市町村を越えて建物を動かさざるを得ないということが頻発しておりまして、そうすると明治村も江戸東京博もコレクション型の施設なんです。

通常、例えば東京都内とか大都市圏、大都市の中でこういう問題が起きてくると、じゃあ価値がどこにあるのかというと、例えば区の審議会が価値があるといつて、そこで評価

されても、隣の区に行ってしまうえば、価値が担保されないということが頻繁に起きておりまして、私が今抱えているのはそういう問題ばかりですね。

ですから、そうすると価値の担保を一体どうやって評価するかということを保証する。もう一つは、建造物の場合はとても地域的に安定して不動産であるかのように見えるんですけども、実は伝統的に動産であるのが、私の研究だと7%ぐらいは、建造物は動産であると。歴史的に見てですね。それから現在でもこれは動産であるので、そういう問題も解決できるように、上手に解決できるように含めていただけないかということです。

【山本調査会長】 なかなか、経験がいろいろ多様にあると、取り込むのは難しいですね。まあただそうでしょうね。その辺をどういうふうの一つのものにまとめていくか。ちょっと知恵の出どころかと思います。どうぞ。

【藤田委員】 4ページの「基本計画の概要」で先ほどお話があったかもしれませんが、「基本計画の概要」のところを読んでみますと、「市町村は」ということで、今のお話にもあったんですけども、市町村が基本計画を「策定することができることとする」というので、この読み方で言うと、作らなくてもいいという感じもあるし、それから先ほど藤井先生のお話にもありましたけれども、都道府県とかはどういうことを考えるべきかということが全然出ていないので、まちづくりという意味で、都市計画とか、そういう関係で言えば、都道府県じゃなくて市町村でいいと思うんですけども、もう少しさっきのコレクション型とか、全体的な、地域全体の文化財の保存とか活用ということを考えるのであれば、県とか都道府県とか、それより上というのは語弊がありますけれども、全体を包括する国の基本計画はどこにあるんだろうとか、そういうことが少し抜けているのではないかなと思います。

この調査会のまとめの中に、国の方針というのは包括的には出てくるんでしょうけれども、国としては、日本の文化財をどうしようとするのか。どう保存していつて、どう活用していくかということをもまずは、これは法律的な手続ではそういうやり方はできないのかもしれませんけれども、何らか示して、それは基本計画じゃなくてもいいけれども、例えば基本方針とか示して、それじゃもう少し広域的な、県とか都の方も思うんですけども、そういう広域の地方自治体が、それじゃあ自分の圏内ではこういうふうを考えましょうということとして、それは、そのくらいまでは義務的にやってもらって、その後市町村は、それじゃあできるところから作ってくださいというようなことにしないと。

これだと、地方分権でいいんですけども、市町村にぼんと丸投げした後、作れるもの

なら作ってみなという感じもあるので、そこら辺に何というか、国なり県なりの、ただ単に国は、出てきたら、これはいいよねといって認定するとかじゃなくて、もう少し主体的に国が、地方分権はきちんとやらなくちゃいけないけれども、何というか、示すものは示して、県なりがまた示して、それで今度市町村は、ああ、こういうことなら自分のところはこうしようとか、もう少し広域的なところと連携しながらやろうとかいうことにしているかないと。今ここで尾道とか、そういう主要な市はいいんですけれども、ほかのところはこれ、作れないんじゃないかと思うんですね。作ることができると言われていただけで、作れとは言われていないし、人もいないし財源もないしだったら結局できないんじゃないか。

例えば先ほど、歴まちの関係で言ったって、市町村は千数百あるわけだけど、たった3%しかできていないということになると、この基本計画の概要の表現では、きっと、「ほとんど作れないんじゃないか」という危惧があるので、そこは国なり、広域の自治体の方針をきちんと示して、それで皆さんもこうして作ってくださいというような表現にしないと、ちょっと難しいかなという感じがしました。

【山本調査会長】 同じ論点だと思いますが、非常に流動性のある地域と離れた、流動性のある文化財をどう取り扱うのか、あるいは、これは繰り返し出てきたんですけれども、1,700になって機能強化されたとはいえ、非常に一方では脆弱になっている自治体行政を超えるところの責任を、国としてどういうふうに抱えていくのかというのは、今議論の出たのでは、なかなかこれまでの論理では取り込めない部分を、どういうふうに国の政策としてやっぱりやっていくのかという宿題を、この調査会でも議論する必要があると思います。それはそれで、どう政策的に具体化されるかは別にして、課題としてはやはり明示しておくことが重要だということではなかったかとお聞きいたしました。

ほかに各委員の方いかがでしょうか。

【岩崎委員】 自治体の件で追加させてください。歴まち法の成功例として国交省のHPで紹介されている尾道の方がヒアリングに来られました。文化財担当で考古学の御専門だったと記憶しますが、その方が歴まちに回ってできた穴、その地域の文化財保護はどうなっているんだろう、その方ができない部分のフォローは誰がしているんだろうということがとても気になります。

平成の市町村合併でどうなっているかといったら、文化財の保護担当がそれまで一人ずついたとしても、二つの市町村が一緒になって文化財担当は2にはならず、1になるんです

ね。担当する範囲は広がるのに人は減るわけです。その一方で歴まちなどに手を取られたら、文化財のケアということが本当に疎かになっていく、それが地域の現状です。元気な3%がやられるのはいいんですけれども、そうじゃないところ、97%をどうするのかということを考えるのが国の役割ではないでしょうか。権限委譲といった問題も大事なのでしょうが、疲弊している、衰退している地域の文化財をどう考えていくか、そういう目線が必要だと思います。

【山本調査会長】 はい。

【金野委員】 そうですね、そういう意味では垣根をできるだけ低くして、いろいろな分野から入ってこられるということが大事だと思うんです。今までのやり方ですと、どうしても行政が何か委員会を作って、学識に来ていただいて、議論をして、サーベイしてということになるんですけれども、地域にはいろいろなプレーヤーがいるので、例えばこの町は僕たちがやるよという大学の研究室とか、我々のような民間のプレーヤーとか、ヘリテージとか、いろいろな方が来て、その地域の文化財はこうで、こういう方向性でまちづくりしていいじゃないかということが提案できなければいけない。

本当に行政現場は大変なわけです。今、岩崎先生がおっしゃったとおりで、仕事は増える、人は減る。国も同じようなことだと思うんですけれども、本当に大変な思いでやっているのだからここには、みんなの総意でというか、みんなで協力してやりましょうとか書いてくれてあるので、そういうのが一つの方向性ではないかと思いました。

【山本調査会長】 恐らく文化財行政をここまで広い範囲で考えたことがないし、実績もないところで、ある意味で、いろいろな他の分野でやられたことを生かしながら、どういうふうに構築するかという話になっているので、そういう意味では非常に文化財保護の延長線上に、そこを中心に取りまとめていくという苦しさを私も考えながらやっていたんですけれども、その辺、事務局のまとめを書かなくちゃいけないという段階になっているので、何かそちら側からもいろいろ発言とかあればしていただいて、相互のディスカッションした方が今の段階はいいかなと思いますけれども、どうでしょうか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ありがとうございます。いろいろと御意見頂いております。まず、岩崎先生から頂いていたような御意見のうちで、ここは建造物のところではないかという、3ページのところがあったと思うんですけれども、現時点では、有形と無形と、文化財は体系的に、無形の民族文化財、無形の文化財、有形の文化財、それから景観、山並み、段々畑みたいなものとか、いろいろなものに関して言及をしたような表現で、何回か

前からこういう形だったかなとは思っていて、その辺りが有形・無形を問わずに、地域のものを総合的に把握していきましょうという御議論でよろしかったのかどうかというのは少しお伺いをしたいなというところです。

それから前回は尾道市に関して少し御発言を頂戴したので、私も気になりまして、その後、追跡でお伺いなどもしているのですが、具体的なお名前、名指しだったので、発掘関係の人だったということですが、あの方も含めて、発掘関係の人材というのはほかにもいらっしゃるらしくて、連携をしてやっておられる体制であるということは一応お伺いしております。また、尾道市に関しましては、尾道市の歴史文化基本構想をもともと根底に置いた上で、文化財の保存・活用計画、歴史的風致維持向上計画というのを、歴史文化基本構想を上位概念に置いて、その上でやっているというお話だったのではなかったかなと、ちょっと今、資料を見返しているところです。

それから、これまでももしかしたら余り御議論上で明確になっていなかったということだったのかもしれないのですが、前回の御議論のときに、様々地域でいろいろと取り組んでおられる方の声なんかもお伺いしているところですが、ああいった声を聴取する際にも、歴史文化基本構想や、歴史的風致維持向上計画、こういったものに取り組んでいる方たちからの御意見といったことでもあったのかなというふうに思っておりますので、ずれにしましても、引き続きどうということかは、先ほど山本先生からもありましたけれども、これまであまり横串ということで御議論をして、文化財保護法が改正をしたことがあまりないということもあって、我々自身もちょっとつたないところがあるんですけども、引き続きそこは、建物のことなら建物のことということなのか、それとも横串を刺して、未指定のものも含めて、もう少し総合的に把握をした上で、地域として取り組んでいくことを計画立ててやっていこうということが必要なのかという点はかなり根本的なところだと思いますので、もう少し御議論を頂戴できればなと思います。

【山本調査会長】 どうぞ。

【山崎文化財部長】 若干補足させていただきたいと思うんですけども、まず、岩崎先生が先ほどおっしゃった3ページの部分ですが、今回は文化財を点としてではなくて、総合的にやる、面的にということで、これは平成19年のときの企画調査会でも、やはりそういった方向性について御議論いただいているところです。

確かに文化財の持つ多様性、それぞれの文化財の分野において、性質、材質等もまちまちですので、そのあたりはきめ細かく、それぞれの分野に応じて見ていく必要がある部分、

それと一方で、先ほど申し上げたように、総合的、あるいは面的に考えていく場合には、横串を通して全体を見ないといけないという観点から、それぞれきめ細かく配慮はしつつ、全体としてやはりまとめていくということで、あまり建造物はこう、美術工芸品はこうというふうに分けなくてまとめていきたいなというのが一つの思いでございます。

それから歴史文化基本構想ですが、これも平成19年の企画調査会での御提案を基に出来たのですが、いわば運用によって行われたわけです。現在10年たつけれども、やはり60箇所程度しかできていない。文化財をしっかりと後世に継承していくためには、やはり制度的にしっかりしたものにしていく必要があるのではないかと考えております。そういう意味では運用ではなくて、はっきりと法律に位置付けて、そうすることによって、予算であるとか、税制に関する要望等も、それに基づいているんだということが主張できますし、地方公共団体においても、それぞれの文化財部局が財政当局に人員や予算要求するときにも、これは法律に基づいた制度なんですというような説明をしていった方が効果的ではないかということを考えて、いわば文化財をしっかりと守るための仕組みを盤石なものにするためには、やはり法的な位置付けが必要ではないかなと考えて、こういうふうにまとめた次第でございます。

【山本調査会長】 どうぞ。

【金野委員】 私も行政にいたときに歴史文化基本構想に関わったことがありまして、確かにこれは数少ないなと思いますが、でもやったところは、すごく一つの大きなきっかけになったのではないかなと。私自身が今、民に転じてそれを実現する事業者になったわけですけれども、基本構想があって、それに基づく、これは任意のですけれども計画があって、それを実現するために事業をやっているということなので、歴史文化構想そのものの意義というのは非常に大きいものがあるなと。その中で、西村先生から、これを計画に格上げして法定化してはどうかという御意見があって、その方向できているのではないか。これをどう普及する戦略を持つかは、また別の議論が必要かと思いますが、そのように思います。

【山本調査会長】 私からすれば、これも繰り返し出てきて、今もおっしゃいましたけれども、やっぱり自治体の機能が極めて、かなり脆弱になっているという認識を、この委員会では出ているので、そういう認識にもかかわらず、こういうことは面としてやる場合は重要なんだというようなことは、やっぱり我々だからこそ言えることじゃないかなと思いますね。部長がおっしゃったように予算が請求しやすいとかという仕組みもあるんです

けれども、その基になる、自治体の機能そのものが充実していないと、つまり文化も含めてカバーできるような力がないと、やっぱりそれができないので、今の文化財保護行政を考えた場合は、住民の力が衰弱しているだけじゃなくて、自治体機能そのものもなかなか及ばないところになっているので、それをしっかり強化しながら、適切な政策が要るんだという認識を我々としては言えるんじゃないかなと思ったんです。

【山崎文化財部長】 自治体だけではなく、文化庁もそういう点をやはりしっかりした方が良くと……。

【山本調査会長】 そうですね。文化行政そのものの機能の強化ということも、我々としては積極的に提言すべきではないかなと思います。ほかに、どうぞ。

【原委員】 ちょっと私も勉強不足だったんですけども、文化芸術基本法の中にも、地方文化芸術推進基本計画というものがあって、自治体で作ることを務めるようなものとするという文言で作るようになっていて、その中に、実は歌舞伎だとか、祭り行事とかの伝統芸能なんかも含まれていたりしているんですね。すると、今回考えている基本計画には、必ずやはり無形の文化財とか、民俗文化財も含まれてくるとなると、その辺の整合性も行政、法令的にちょっと研究していただければなと思います。私もここで法令の云々を詳しく述べられるほど勉強していなかったもので、その文語は文化庁の内部のことなので、きちんと整合性を取っていただきたいなと思いました。

というのは、理由がですね、東京都だけかもしれないんですけども、文化政策部門と、教育委員会が分かれちゃっていて、博物館が文化政策の方に入っちゃっているんですね。今回これから文化財の方も、文化政策の方に行ってもいいんだというような仕組みを考えようとする、必ずこの基本計画を、どういうふうこれから持っていくのかということ自体が、ちょっと混乱するかなと思ってまして、もちろん重文を持っている江戸東京博物館とか、そのほかの博物館にも、文化財の保護という観点から、様々なアドバイスとか協力を得ていきたいなという夢を持って、今回この方針を眺めてみると、ちょっとその辺の整合性をもう少し研究していただけると有り難いなと思います。

【山本調査会長】 山崎部長、面を超える動産的な文化財を今後どう取り扱うかと、前に議論に出ましたけれども、その辺は何か問題意識がありますか。

【山崎文化財部長】 先ほど藤井先生がおっしゃっていた、市町村を越えてということですか。

【山本調査会長】 ええ。

【山崎文化財部長】　そこはじゃあ、国だけが計画を作ったらいいのかということになりかねないわけですけど、そこは一般的というか、そういうケースはどっちかというところと少数派かなと思いますが、それこそ連携してやっていくしかないのかなとは思いますが。余りにも離れている場合はどうしようもないんですけど、今回も単一、または、複数の隣接した市町村と共同で作ることも可能ではないかということになっているかと思っておりますので、場合によっては、近隣の場合、隣接したような場合であれば、一緒に作っていくということは一つの方法かなと思っております。

それから、文化芸術基本法のこともありましたが、文化芸術基本法に基づいて、国もこれまでの文化芸術振興の方針から、計画にするということで、今はそのための作業を別途しておりますので、それに合わせて、地方もどういった計画が、そして今回、今議論している地域における文化財の総合的な基本計画との関係もどうするか、事務的にこれから整理していきたいと考えています。

【山本調査会長】　今、岩崎委員がおっしゃったようなコレクションなども含めて、そういう課題があるということをやはり今回の題で、そんな包摂できない、なかなか課題があるということは、やっぱり明示しておくことが必要かなと思っております。

【藤井委員】　今、国のお仕事がという話、山崎部長からそういう話が出てきました。ちょっと話が変わるかもしれないんですけども、基本的に今、市町村のあるエリアの中で、どうやって町を作っていくか、その中で文化財を位置付けようか。そうすると建造物が中心になるというのは、さっきの議論でもそうだと思うし、金野さんもそういう仕事をされてきたと思うんですね。そこで一番、実は重要なのは、ここに書いてある、指定と登録を増やしてという話になるんですけども、これは、一番問題になるのは、建築基準法を適用除外にできるかどうかということなんです。これは登録はできないんです。指定はできるんです。だから市町村指定にしておけば、そうすると何が問題かというところ、例えば修理をしたときに、外装材を全部新建材でやるのか、もともとの伝統的な材料が使えない、そういう問題から、構造補強の問題、みんな入ってくるわけです。

ですからこういうまちづくりをしようと、建造物若しくは都市計画でやろうと思ったら、建築基準法適用除外の枠を増やすということが一番、実は現場的には具体的な方策であるんですね。これは今どういうことになっていますかというところ、これは建造物、文化庁から、それから国交省からの意見で、行政の中で条例を作って、その中で委員会を作って認定すれば適用除外ができるという仕組みになっていると思うんです。それを京都府とか、幾つ

かごく少数のところでは条例があって、そこで委員会を作れば、建築基準法は適用除外になるという話になっていると思うんです。だけどそれを全国的に展開するまで待つというのはほとんど絶望的ですし、むしろ国がどこかでまとめてやってくれば、そういうことができる。

だからそうすると移動という問題についてもそれでクリアしてしまいますから、文化財価値があるということを認定すれば、それで移動もできますね。そういうことを考えていただけると、この地域の市町村のエリアの中で何ができるかというときに、物すごく選択肢が広がって、民間の人も入りやすいということになるんです。これは国の役割じゃないんでしょうか、そういうことを考えていただくということ。

私たちはすごくそれに苦勞してしまっていて、結局、今何しているかという、市を越えて動かそうとすると、結局ばらばらにして動かすわけです。ばらばらになった材料を、ある市の中に持ち込んで、ばらばらの状態で審議会の委員を呼んできて、これを文化財に認めると言って認めさせて、それから再建計画を作って、それを建築審査会にかけて、審査会で何とかしてくれとあって、その先生が頭が固けりゃ駄目ですし、今の行政のやり方をわかっている方がいいと言います。そういう手続を毎回踏むんです。市を越えると物すごく大変だということ。それを何度も私は経験しているんです。だからこんなに、文化財と認めなければ不自由という状態が長いこと続いているというのは、登録文化財は正にそういう状態にあるということだと思います。

【山本調査会長】 ありがとうございます。いや、なかなか未解決の問題がたくさんあって、そういう経験をなかなか集約してというふうになっていないところが、恐らく一番大きな問題なんだと思います。岩崎先生、議論が事務局からも出ましたけれども、いかがでしょう。

【岩崎委員】 国の役割については、文化庁がこれまでやってきたことをもう少し評価すべきではないでしょうか。先ほど藤井先生から、文化財の価値をめぐる地域性の問題についてお話がありました。国がやってきた指定制度は、地域を超えて、日本の歴史において非常に重要であるという価値付けをして、それによって数多くの文化財を残してきました。にもかかわらず、中間取りまとめにはそれが入っていません。私は是非入れてほしいという追加意見を出したのですが、入れていただけなかった。改めて、それは是非入れてほしいとお願いしたいと思います。

これが、これまで議論されてこなかった論点の一つです。参考資料3のスライド25は、重

要文化財、国宝に指定されているものが四つの国立博物館で公開された展示件数をまとめたものです。入館者数を合計すると年間大体110万人から130万人で推移しています。ウィキペディアの世界のトップランキングの博物館、美術館を参考に見てみると、100万人を超えるところは世界の40位くらいです。それだけの人たちが、指定品を見に来ているんです。

スライド24は、指定品の異動届の数です。26年から28年まで、国立4館の20倍ぐらいの件数の展覧会が、指定品を出していることになります。入館者数はどのくらいになるんでしょうか、想像もつきません。このように非常にたくさんの人たちが、文化財を共有して、その豊かさを享受できているわけですが、なぜこんなことができるのかといえば、修理しているからなんですね。

一つ事例を紹介します。うちの博物館に山間の隠れキリシタンの家の屋根裏から発見された、美しい絵画があります。1931年に京都大学に入りました。竹の繊維で作った紙に描いてあるので、パリパリに剥がれてきて、長い間展示することができませんでした。2001年に歴史資料として重要文化財に指定されたことをきっかけに、学内で特別予算を組んでもらって修理をしました。2004年にお披露目展をやったところ大学博物館がまだよく知られていない時期だったのですが、年間の入館者数の3分の1が、1か月の会期中に入りました。それ以来、その「マリア十五玄義図」という、隠れキリシタンのうちに伝わった絵画はうちの一番の売れっ子になりました。隠されていたおかげでとてもきれいな色が残っているのが魅力ですので、それが褪色したら元も子もありません。文化庁の基準よりもかなり厳しい条件で運用しているというのが現状です。

ここで一つ言えることは、指定という行為の意味の大きさです。京大に入ってから70年くらいお金が付かなかった。しかし重要文化財に指定がされたら、これは直さんとあかんというのでお金を付けてもらうことができた。展示をすることができた。多くの人に見てもらうことができた。ここにある200件の、重要文化財、国宝が展示できる背景には、一つ一つそういう物語があるわけです。博物館が公開に寄与していないなんて、そんなことないです。パリのルーブルの博物館の入館者数は年間に900万人くらいだそうです。恐らく指定品の展示をしたすべての博物館の入館者数を合わせたらルーブルを超えると思います。それだけ文化庁は仕事をしてきたわけで、そのことは、評価すべきだし、もっともっとアピールすべきだと思います。

このように大きな貢献をしているのに、スライド16の予算の推移を見ると、建造物はおよそ125億円ぐらいで推移していて、今年度は140億近くになっています。記念物はずっと

同じですね。ところが美術工芸品は、もともと桁違いに少ない予算額なのに今年度減っているんです。1億も。大きな貢献をしているのですから、それは正当に評価されるべきだと思います。

うちの「マリア十五玄義図」は年間30日しか出せませんが、たくさん修理して展示できるものを増やせば、増やしただけ本物に触れる機会をたくさんの人に与えることができます。日本中を歩いて、貴重なもの、日本の歴史にとって必要なもの、日本の文化にとって大事なものを発見して、そして修理をして、展示をして、多くの人が共有できる環境を整える。それは文化庁がしてきたことです。それは大事にすべきだと思います。この中間まとめにも、Ⅲ章の一番最初にそのことを入れてほしいと思います。すべての文化財は指定によって保存されてきました。それを基礎に建造物は面的な把握が必要、美術工芸品はもっと違うやり方がある。そういう丁寧な議論というのが必要ではないでしょうか。

もう一言言うと、文化財行政にかかる資料の5ページ目を見てください。重文と国宝の件数があります。建造物は2,500件です。美術工芸品はその4倍近くあります。その美術工芸品を性質の全く異なる建造物と同列に議論するのには無理があります。文化財の多様性を尊重すべきという共通理解にたって、建造物と美術工芸品とをそれぞれにまとめて組み立てなおすことを提案したいと思います。

【山本調査会長】 ありがとうございます。議論後半に移っていただいて、個別の文化財についての言及について、少しまた議論いただきたいと。岩崎先生おっしゃったのは、要するに個別の点をちゃんと生かしてというか。

【岩崎委員】 そうですね。

【山本調査会長】 総合がある、面があるというか、その辺の点を生かすということをし少し全体の中でも強調するというか、その辺はいろいろ文章上の工夫も含めてあり得るかなと思います。後半も含めていかがでしょうか。はい。

【藤田委員】 後半というと、どこが後半なんだか難しいんですけども、8ページも後半でいいでしょうか。

【山本調査会長】 そうですね、8ページで。

【藤田委員】 8ページについては、先ほどの資料の最後の方に、地方分権の関係で資料があったと思うんですけども、それで8ページの上から4行目、25年の調査会の報告を引用されておられますけれども、いろいろな議論があるところを、この本文の中に、四つの要請をそのまま書き込むのは、この委員会の議論とちょっと違うんじゃないかなという気

がします。委員会の中でも、何と申しますか、文化財保護行政をどんな形にするかという
ようなことでいろいろ議論は出ていて、その中で、この四つの要請をまともに議論したこ
とがないように思います。もしこれを書かれるんだとしたら、注記をしていただくぐらい
にとどめて、ここでこういうことがあって、何というんですか、率直に言えば、これだと
すごく後ろ向きなんですね。そこまで後ろ向きな議論をこの委員会でしたというわけでは
ないと思いますので、25年の委員会の結論は大事ですから、それは注記していただくのは
いいんだけど、本文の中に入れるのはちょっと違うかなということで、御検討いただきたい
と思います。

【山本調査会長】 一応、目を通したぐらいの議論でしたので、取扱いはまた検討させ
ていただきたいと思います。ほかにいかがでしょう、個別の文化財についての、美術工芸
品等含めて。どうぞ。

【金野委員】 ちょっと私よく分かっていないんですけども、ワーキンググループが
ありますね、美術工芸品の。この議論はここへ入ってくるんですか。

【山本調査会長】 どこでしたか。どこか入れているんですね。さっき、10ページ以降
ですか。

【菅野伝統文化課課長補佐】 そうです。ワーキンググループから頂いたものが、例え
ば10ページの（ウ）「国宝・重要文化財（美術工芸品）の適切な公開の在り方」や、11ペー
ジの「センター的機能の整備」などの部分は、これは美術工芸品のワーキングから頂戴し
ている部分です。

【金野委員】 当初、冒頭の会議で、これは特別に議論することだからということで、
設置をするよということをここで承認して始まったんでしたよね。だから岩崎先生、結構、
美術工芸品を重点的にやっているんじゃないかなと思う。何で建造物はワーキンググルー
プを作ってくれないんだろうとちょっとひがんだりしていたんです。

後半の部分ですね。個々の文化財ですね。私はずっと言ってきたように、二つ論点があ
って、既にこれまで扱ってきた指定文化財ですね。特に重要文化財として国が指定したも
のは、これだって活用してもよい。私が活用というのは、ホテルやレストランやカフェに
するんです。そういうものは日本社会には幾つか出てきていますし、国も率先してやられ
たりしています。そういうものが一つ。それと、そこに今まで余り扱ってこなかった未指
定の文化財をどう取り扱うのかという二つがあって、先ほどの前半の議論は2番目の話で、
ここは1番目の本体の話ではないかなと思うわけです。

そう思って保護法をもう一回読んだんですけど、やっぱり文化財保護法、現在の保護法は活用のことは考えていないですね。重要文化財は指定して管理して保護して公開ということが書いてあるだけで、「活用」という言葉は序文にあるだけなんです。だから本当にこの保護法を見直して何をしようとしているかということが非常に重要で、本当に文化財の活用という概念をそこに入れる法改正なんだろうかとということです。そういう視点で今、後半の部分を読ませていただくと、やはり「公開活用」という言葉が頻繁に出てくるんですね。「公開活用」なんです。先ほど言いましたように保護法上は、指定・管理・保護・公開なんですね。この公開をもって活用と呼んでいるわけなんです。だから公開活用ということは公開というふうに言い切ったらいいいと思います。

ほかにも活用という言葉は「保存と活用」「公開・活用」、いろいろな言葉を使っているの、使い分けをしているのか、どういう意図があるのかということも気になりながら、最終的には今の法は、重要文化財の活用は想定していない。ここに門戸を開く法改正でしょうねという確認がしたいと思っています。ここは非常に重要で、私がこの場で例示させてもらったように、名勝になるべき文化財が指定にならずに解体されるということが実際起きています。活用することで残すという道筋を社会が持っていないわけです。法の精神が持っていないわけです。そこは明確に今回位置付けるのですよねと。この文章の中ではそこは避けているようにやっぱり見えます。そこを明確に書いていただいたらと思います。

【山本調査会長】 いかがでしょうか。

【原委員】 済みません。多分ですね、今お二人のお話を聞いていて思ったんですけども、我々、文化財の保護行政に長くどっぷりいる者からすると、金野さんがおっしゃっている言葉は、私たちから見ると「転用」なんです。それで文化財の保護の在り方、あるいは公開活用の本質も、長いことやっていると、文化財の本質的価値をどのように活用していくかという立脚点にあるんです。だから本質的価値を変えないという大原則をもちやっています。だから岩崎先生も、その本質的価値を変えるようなことを恐れているんだという恐怖心を持っていらっしゃるんです。ただ、おっしゃるとおり、今、文化財の本質を変えて転用する方法に踏み出すのかどうなのかは、正に、もう少し論点を明確にして議論した方がいいと思っています。

というのは、私がル・コルビジエの世界遺産を議論しているときに、ル・コルビジエの建物とか、それ以外の建物を、建てたときの趣旨とは異なって、例えば戦争中は病院にかかっていましたなんていうことがあるわけです。そうすると病院に使っていたことによっ

てその建物がどれだけ改変されてしまったのかということも議論して、それはフランスとも議論したんです。やはりそれだけの改変が大きくて、文化財的価値、あるいは世界遺産的価値をどれだけ有しているのかという議論になると、各国の方々もその転用の歴史を見たときに、やはり本質的価値をずっと維持していた国立西洋美術館はすばらしいという話になって、たとえ西洋美術館がいろいろな建物の性能を高めるために様々な改変を施しちゃっているんだけど、それでいいんだろうかという議論をしたときに、いや、間違いなく本質的価値は維持しているという議論になったんです。

そのときに私が、あ、私たちが心配していることと世界が考えている文化財の保存管理とか活用というものは全然違うんだなというのを実感した体験なんですけれども、そうだと考えると、ちょっとここの中での文章の言葉を少し区別して書き表すか、もうちょっと転用する文化財ということが、ほかの文化財のジャンルにもあり得るのかということも議論して最終報告にまとめた方がいいかなと思ったんです。

もう一つ事例を言うと、私どもが今管理している旧前田侯爵邸というものも重要文化財に指定していただくことでお金が付いて、修理ができるようになった。すばらしい、有り難いお話だったんですけれども、それは建造物課さん、ありがとうございます。東京でさえ、やっぱり十数億と掛かる修理に関してはすごく二の足を踏んで、都指定だったにもかかわらずやらなかったんです。だから指定するという点に関しては、岩崎先生がおっしゃっているように、すごく意味があることで、国が評価していただけるということは本当に有り難いことなんです。そこに至るまで私が逡巡したのは、それは、御存じの方もあられるかもしれませんが、あそこは近代文学博物館だったんです。それを重要文化財、あるいは文化財と指定して守るためにはどうするかといったときに、やはり本質的価値に立ち戻ろうという議論をしたんです。それであそこは、やはり旧前田侯爵、金沢藩の前田家が私設迎賓館としての機能と住まいとしての機能を持っていた。だとしたら、やはりあそこで皆さんをもてなす迎賓スペースとして使うべきじゃないかということを目指してリニューアルしていこう。リニューアルと言っちゃ失礼ですね、怒られちゃいます。リノベーションしていこうという形で考えて、修理とそれから活用経費も文化庁さんに頂きまして、それで今修理・整備工事に入っているという状況なんです。それもやはりあそこに性能を加えて温湿度管理して、博物館として重要文化財が飾れるようなスペースにしようというのはとかく無理だと。そもそもその建物にその性能は持ち合わせていない。その代わり、人をもてなす場所であるとするならば、これはでき得る。ちゃんと戻すことででき得るし、

逆に付加価値を付けて様々な活用のいろいろなものをくっつけることで、もっと利用していただけるようになるんじゃないかと考えて、元に戻したんです。今、岩崎さんと金野さんのお話は……。

【金野委員】 原さん、それは転用なの？

【原委員】 いや、元に戻したの。転用していたのは逆に言うと博物館時代なんです。

【金野委員】 もともと迎賓館だったと。

【原委員】 前田家の屋敷ですから、迎賓スペースと住んでいるスペースがあった。

【金野委員】 でも住んでいないわね。

【原委員】 東京都にもらっちゃったから。そのときに転用しちゃったんです、東京都は。その違いがあるということをやっと理解していただければ議論が進むような気がします。

【金野委員】 文化財に指定されていない古民家をどう使うか。ここに人が暮らしていた、じゃあ暮らしてもらおうということで住宅にする。ただし1日暮らしてもらうのもありだと考えて宿にしようということなんですね。ここの暮らしを体験してもらおう。時代も変わったので、何もかも同じというわけにもいかないわけです。姫路城には殿様にいてもらわなきゃいけないけど、そういう訳にいかない。我々から見ると、文化財を公開施設にしているというのは、もう転用ですらないですよ。それは死んだ空間、標本ですから。

建造物が標本として直されて、そこに飾られているというのは、建造物の本来の目的は何も果たしていないわけですから、それはどうも違うと思うんです。もちろんこれまで言いましたように工芸品のような建築というのはありますので、それは展示して見学すればいいと思うんですけれども、使うべき建物というのはちゃんとあって、それを転用する。それを転用という言葉を使うのか活用という言葉を使うのか。活用という言葉の中に幅があるのかということだと思うんです。そういうことを厳密にして議論したらいいと思います。

我々は乱暴に何でも文化財を活用すればよいということではなく、元の建物の持っていた価値を最大限生かせるように、その歴史性も考え、それから手を加えるときには可逆性、区別性などの文化財改修手法をちゃんと取り入れるというようなことをやっています。実は、実際にはそうじゃない古民家再生案件はいっぱいあるんです。だから皆さんそれを見て、活用はけしからんと考えないようにしてください。それは本当に間違っていますので。文化財を活用するのはこういうふうには活用しなきゃ駄目ですよということも、この国に、

国民に広げていかないと文化的な底上げができないということだと思っています。

【山本調査会長】 じゃあ藤井委員。

【藤井委員】 建造物のお寺とか神社でしたら、これは用途変更という概念の方がいいと思うんですけども、用途変更がないんですね。

【原委員】 そうですね、用途変更の方が。

【藤井委員】 ずっと木造建築の古いものは大体そうで、問題が起きてきているのは、民家を復元して住めなくなって、隣に家を建てて住んでいる。これは展示品になっていますよね。それからもう一つは、近代建築がすごく多くて、例えば東京駅のようなもの、あれは重要文化財ですけども、あれはどう見るかという、ほぼ用途変更に近いです。用途変更していないですけども、ホテルがホテルになったんですけども、実は内装は立派なもので、それから今進んでいるのは奈良の刑務所ですね。あれは重要文化財になった上で、民活を導入してホテルになるんです。ホテルになることになっていますね。ホテルは宿泊施設ですから同じかもしれないですけど。

【金野委員】 滞在施設。

【藤井委員】 滞在施設。ドアが、鍵がどっちから掛かるかの違いがある。

【原委員】 鍵をどっちから掛ける……。

【藤井委員】 今はですから建造物もあれですよ、要するに修理の現状変更のときに、復元的なやり方と、それから活用的な方法と二つ分けて実は判断をしているので、実際としては、活用側に……。

【原委員】 シフトしています。

【藤井委員】 シフトしているわけ。それは東京都さんは行政でお金持ちだからいいんですけども、個人居住だったらとてもそんなことはできないですよ。そこで利益が上がらないといけない。だから民間企業だったら当然、活用を前提にしないととても修理もできないし、次のことを考えなきゃいけないというのが実態ですね。

【山本調査会長】 いや、だから本質的価値とは何によって構成されているか、それはどの部分に意味を付与するかという、そこは非常に解釈もあり、時代もありということでしょうけれども、そういう意味で言うと、金野さんがいろいろ御提案されていることも、そういうことを踏まえてやはり事業化しているものは事業化しているという理解でいいんじゃないかと思うので、その辺りをどういうふうにかこのまとめの中で書き込んでいくかは、ちょっと一工夫、きょうの議論を踏まえて進めたいと思います。

時間もなくなってきたのですが。

【岩崎委員】 中間まとめには「保存活用」という語が四文字熟語のように出てきますが、辞書にはない言葉ですし、文化財保護法では、「保存し活用する」と書いてありますので、「・」を入れるか「保存し活用すること」というふうに変えていただくようお願いします。

それから7ページ目ですけれども、民間の活用にかかる部分で「また、活用を中心とする法人に文化財の保護の知見を持ってもらうなど」とあります。これは外していただきたいです。なぜなら、活用される民間が文化財の保護の知見を持っていることは大前提だからです。活用だけやるような法人が入ってこられたら困るので、金野先生みたいないい方に来てもらわないと困りますので。

【金野委員】 ありがとうございます。

【山本調査会長】 よろしいでしょうか。では最後に。

【藤田委員】 私、何度か学芸員の方についてのことを発言させていただいたんですけども、7ページの(3)「地方公共団体の体制」というところの中に、真ん中辺に、「また、資質向上については、学芸員を含む」云々と書いてあるんですけども、これを誰がやるかというのが、これだと本当に市町村が、自分たちで、自分の学芸員の皆さんを研修するのかということなんですけども、実質的に無理なので、これは国なり県なりで、さっきから同じことを言っているんですけども、全体的にそういったことをやることにするのであれば、この地方公共団体の体制の中に入れてしまうのはちょっと無理があるのではないかと思います。以上です。

【山本調査会長】 じゃ。

【矢ヶ崎調査会長代理】 まずもって中間まとめの作業、お疲れさまでございます。これがパブリックコメントに掛かっていくということを踏まえたいと思っております。そして、非常に注目されているテーマですので、メディアにちゃんと理解してもらうためにも、分かりやすさがとても重要になってくるのではないかなと思います。

その分かりやすさというのは、素人にこびるという意味ではなく、中間まとめの導入部の1ページの「検討の背景」のところ、私たちの時間を使って議論してきている問題意識だとか、こっちの方向に持っていかなきゃいけないんだよね、けどここが足りないんだよね、といったところが分かりやすく表現されていると、後半も読んでいく力が付けられるのかなと思いました。

「検討の背景」の2段落目、「文化財は」というところですが、ここには先ほど岩崎先生も御指摘になられたように、その地域の人たちにだけでなく、地域外からやってくる観光客にもちゃんと意味を伝えてきているし、まだ数は十分ではないかもしれないけれど活用はされてきていますよね、ということが示せたらと思います。できましたら、少し数字なんかが入ると説得力が出るかと思います。

「一方で、わが国の社会状況は急激に変化し」という段落につながるのですが、この段落の2行目、「衰退が懸念されている」というのと、その次の文章の間にちょっとジャンプがあるような気がしています。ここにやはり文化行政、国も地方も文化財に関わる人たち自体が非常に不足をしているという現実をきちんと指摘しないと、素人には分からないところだと思います。文化財に関わる、国、地方、とにかく全体の人手不足というものの中味も書いていただきたいと思っております。数が足りないだけではないんですよね。文化財の種類もいろいろありますから、種類ごとに専門性を持った方々の数が必要なのにうまくいっていないと思います。検討の背景の一番最後、「案を取りまとめたところである」の前後の辺りに、難しいかもしれませんが、主要な論点は、これとこれと、これ、こういうことであったというような、そういうまとめ方もできると非常に分かりやすいかなと思いました。

このとおりにしていただく必要はありませんけれども、文化財等に余り知識のない方が、非常に興味を持って読む場合に、導入部としての分かりやすさをちょっと工夫いただければと思います。以上です。

【山本調査会長】 はい。じゃあ。

【菅野伝統文化課課長補佐】 ありがとうございます。今の点ともちょっと関連しまして、それから先ほどから拝聴していましたが、この企画調査会、文化財分科会の中で5年に1度くらい開催されていて、いつも今後の在り方についての大きな方向性というのが出ています。これまでと違うのは、今回、文科大臣からの諮問が最初に示されているというのは、これまでなかったところということで、違うところかなと思っています。皆様方からもいろいろと御意見、うまく載せ切れていないところもありましたけれども、少しそこは、事務的にもかなり悩ましいところでして、今回の諮問文の中で、文化財をいかにして、確実に次世代に継承していくかということで、未来に先んじて必要な施策を講じましょうということで、例えば文化財の将来にわたって文化財保護を確固なものとするための、これまでの文化財保護制度を再度見直しをして、今後取り組むべき方策とい

うことを整理しましょうといったような諮問でありました。

それから特に、先ほど矢ヶ崎先生がおっしゃったことにも関係すると思うんですけども、「特に」としまして、例えば指定された文化財の保存活用を計画的に進めるためにはどのようにしたらよいか、それから指定され文化財やその周辺を一体的にとらえた施策を一層推進するにはどうしたらいいかといったようなことを個別に示しているものなどもありましたので、編集するとき、そういったものも少し念頭に置かせていただいているということもありますので、御議論の際にも念頭に置いていただければということが1点。

それから本日頂いた意見をどのように反映させるか、またちょっと知恵を絞らせていただきたいと思っておるのですが、特に先ほど来、ここは建造物が中心、ここは美術工芸品が中心という御議論がございました。文化財保護の体系、重要文化財は美術工芸品と建造物かと思うんですが、史跡、名勝、天然記念物や民俗文化財などといった他の類型もありますのと、ヒアリングをした際にも、例えば史跡の全史協からのヒアリングなんかも行っておったかと思えますし、民家の所有者の方からは、その民家の中で行われているような年中行事みたいなものもあつたやに存じます。ですので、中心的には建造物という部分があるのかなという御議論もあるんだと思うんですが、もしかしたら地域によっても、その地域、地域によっても、中心がちょっと違う可能性もありますし、前半の部分は総合的な視野に立ったというテーマで置かれた検討課題として、後ろの方が個々の文化財に関してということで、ここは少し整理の仕方を考えさせていただければと思います。パブリックコメントの話も先ほどありましたけれども、今後その御意見も聞きながら、もっともっといいものにしていくということかと思えますが、現時点は、ここの部分はこの文化財というふうにするというよりは、どういったような文化財の種類に応じて一番適切な方策があり得るのかといったような形にしておいた方がよろしいのではないかなとは少し思ったもので、少し分けさせていただきました。

【山本調査会長】 ありがとうございます。

それではきょうの中間取りまとめの議論としては、これで終了したいと思います。毎回、毎回、濃密な議論でして、それは、きっと非常に大きな曲がり角という、大臣の諮問を受けての大きな曲がり角という意識もありますので、これまでの企画調査会が、その時々テーマをやったのとは全く違いますので、その辺りのことがかなり念頭にあるかなと思います。それだけに、文章としても歴史に残る体裁のいいものじゃなきゃいけないと思いますので、きょうの御議論を踏まえて、少し修正して、パブコメ前にまた皆さんとやり取

りもしたいと思いますので、事務局と私に、その間の作業については一任していただきたいと思います。

それでは最後に今後の予定とちょっと補足の報告をよろしくお願いいたします。

【菅野伝統文化課課長補佐】 資料の3番を御覧いただけますでしょうか。早速この後どうしていくかということ少しペーパーにまとめさせていただいております。「今後の予定」というものです。この後、本日の御審議も踏まえまして、8月末に向けまして中間まとめをまとめていくということでございます。そうはいつでも、ここは中間まとめという形でございますので、今後は11月末に向けて、より精緻に検討を行っていくということかと存じます。

今後ですけれども、9月には、まずこの中間まとめの段階で1度パブリックコメントということで、1か月間、実施をさせていただきます。先に、その先の10月のところを御説明するのですが、本日の議論もそうですけれども、まだまだ精緻に検討していくこと、いくべきことはたくさんあるということでしたので、中間まとめの中でも、今後検討というふうに記載をしている事項が多々ございますので、こういったものは引き続き詳細な検討が必要かと存じます。例えば市町村の基本計画や、民間の推進主体、個々の文化財の保存活用計画の在り方、所有者とともに文化財の保存活用を担う主体の在り方などといったことに関して、10月に関しては3回程度、それぞれテーマを設けて集中的に審議をしていくことを考えております。それから11月ですけれども、今度は11月末の取りまとめに向けた議論というのをやっていきたいと書いてあります。回数は3回若しくは2回程度と書いてありますけれども、審議の状況に応じてやっていけたらと思っております。

皆様に1点御説明をしなければなりませんのが、9月のパブリックコメントの実施のところの横に記載をさせていただいている事項です。9月の企画調査会、14日と21日というふうに予定をさせていただいておりますけれども、まず一つには、パブリックコメント実施中ではありますが、パブリックコメントを直接聞くといったような趣旨から、関係団体、それから自治体の方々のヒアリングをまた進めさせていただこうと思っております。

もう一点、その下に記載しておりますけれども、文化芸術基本法に基づく文化芸術推進基本計画の文化財分野に関する企画調査会の意見についてということで、これについても少し御審議をお願いしたいと思っております。お手元、参考資料7番を御覧いただけますでしょうか。先ほどの審議の中でも御議論がありましたけれども、「文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について」と記載しております。文化芸術振興基本法の一部を改正する

法律が平成29年6月23日、これは議員立法でございますけれども、公布されまして施行されたという状況でございます。「第二 改正の概要」の中の3番に、太字にしているところがあるんですけども、「文化芸術推進基本計画」となっておりまして、政府が定める文化芸術推進基本計画、それから地方公共団体が定める地方の文化芸術推進基本計画について規定をするということになっております。これは政府が定める方の計画でございますが、これまで基本方針ということで定められておりまして、今は第4次の基本方針の期間中でございますけれども、これを法律の改正を踏まえて、計画として定めていくという作業がございます。これに関しては、文化審議会の中で、大臣からの諮問を受けて既に始まっておりまして、文化審議会の下に文化政策部会というのがあります。また文化政策部会の下にもワーキンググループが置かれまして、今検討が進められていますけれども、その文化政策部会、ないしは基本計画のワーキンググループから、各分野別でも是非意見を伺いたいというような御依頼がございまして、文化財分野に関しては、現在、文化審議会の文化財分科会企画調査会が立ち上がっておりますので、こちらで御意見を賜りたいということで、現行の基本方針への御意見や、現在の文化審議会政策部会での御議論、御検討の状況を聞かせていただいて、それに対する御意見を頂戴するといったようなことを念頭に置いております。

ということで、今後の予定に戻っていただきまして、9月については、中間まとめの御意見をお伺いするのと並行いたしまして、この文化芸術基本法に基づいた、基本計画についても少し御意見を頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお次回日程に関しまして、済みませんが、調整を引き続きやっているところですので、またメールで追って詳細を御連絡させていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【山本調査会長】 よろしゅうございましょうか。じゃあ後半の日程を、課題を見るだけで、私もえらいもの引き受けたなと。しみじみと思っているんですけども、私は今国立大学協会で大学問題、国立大学問題をやっているんですけども、政府の大学問題の審議会は大体傍聴の側に座ってじっと聞いているんですけども、この調査会は非常に実質の議論があって、というと、ほかに議論がないようでちょっと恐縮なんですけれども、私が偏見で言えば、何か答えがもう決まっている審議会が非常に多いなと思うんですけども、この審議会は本当に毎回、毎回は非常な勉強で、事務局が一番大変と思っておりますが、引き続き作業を行われますので、是非、皆さん方の意見は真摯に反映してレポートは作ら

れていっておりますので、是非皆さん方、これからもよろしく申し上げます。

もう一つは、最近、過労死の専門家に会うと、公務員の過労死が今一番心配されると言っておりますので、是非皆さん方、ハードな業務でそういうことのないように、またよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあきょうは終わります。ありがとうございました。

— 了 —